⑵　東北地方整備局における一般土木工事及びプレストレスト・コンクリート工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

なお、特定建設工事共同企業体にあっては、下記①及び②によること。

①　トンネル、橋梁下部工の施工を担当する構成員は、一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。

②　コンクリート橋上部の施工を担当する構成員は、プレストレスト・コンクリート工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。

⑶　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。なお、特定建設工事共同企業体にあっては、一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けている構成員に限る。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成10年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、下記①から③の要件を全て満たす施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

なお、特定建設工事共同企業体にあっては代表者が下記①の実績を有すること。共同企業体として下記①から③の実績を有すること。各構成員が下記①から③の何れかの実績を有すること（代表者以外の構成員のトンネル工事の実績は下記①⒜の要件を満たしていればよい。）。また、経常建設共同企業体（甲型）にあっては、構成員の何れかが下記①から③の実績を有すること。

①　ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で、次の⒜及び⒝の要件を満たす施工実績。

⒜　内空断面積（一般部の覆工後の内空面積）が80㎡以上であること。

⒝　掘削及び覆工の両方の施工延長が1,400m以上であること。

ただし、⒜及び⒝は同一トンネルでの施工実績であること。

②　橋梁下部工工事で、次の⒜及び⒝の要件を満たす施工実績。

⒜　基礎形式が深礎杭で杭長が15m以上、杭径が４m以上であること。

⒝　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端（上端）までの高さ）30m以上であること（歩道橋及びフーチングのみの場合を除く。）。

ただし、⒜及び⒝は同一橋梁での施工実績であること。

③　コンクリート橋上部工事で、次の⒜から⒟の要件を満たす施工実績。

⒜　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

⒝　橋梁形式が連続箱桁またはラーメン形式のＰＣ橋の新設橋であること。

⒞　最大支間長85m以上であること。

⒟　架設工法が、固定支保工以外の架設工法であること。

ただし、⒜から⒟は同一橋梁での施工実績であること。

上記①から③の全ての施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

なお、上記①から③の施工実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。また、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、「施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の要件を全て満たす施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての経験は出資比率が20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。

単体企業にあっては、下記㋐の要件を満たす技術者を配置する他に、下記㋑及び㋒の要件を満たす別の技術者を配置できること。

共同企業体にあっては、全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

特定建設工事共同企業体にあっては、代表者の技術者が下記㋐の要件を満たしていること。共同企業体として、下記㋑及び㋒の要件を満たしている別の技術者を配置できること。各構成員の技術者が下記㋐から㋒の何れかの要件を満たしていること（代表者以外の構成員の技術者のトンネル工事の経験は、下記㋐⒜の要件を満たしていればよい。）。

経常建設共同企業体（甲型）にあっては、構成員の何れか１社の技術者が下記㋐の要件を満たしていること。また、他の構成員の何れかの技術者が下記㋑及び㋒の要件を満たしていること。

なお、単体企業、共同企業体何れの場合も、下記㋐の要件を満たす技術者の他に配置する別の技術者は、１人の技術者が下記㋑及び㋒両方の要件を満たしている場合は当該技術者を、２人の技術者が下記㋑、㋒の要件を別々に満たしている場合は２人の技術者を配置すること。

㋐　ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で、次の⒜及び⒝の要件を満たす施工経験。

⒜　内空断面積（覆工後の内空面積）が80㎡以上であること。

⒝　掘削及び覆工の両方の施工延長が1,400m以上であること。

ただし、⒜及び⒝は同一トンネルでの施工経験であること。

㋑　橋梁下部工工事で、次の⒜及び⒝の要件を満たす施工経験。

⒜　基礎形式が深礎杭で杭径が４m以上であること。

⒝　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端（上端）までの高さ）15m以上であること（歩道橋及びフーチングのみの場合を除く。）。

ただし、⒜及び⒝は同一橋梁での施工経験であること。

㋒　コンクリート橋上部工事で、次の⒜から⒟の要件を満たす施工経験。

⒜　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

⒝　橋梁形式が連続箱桁またはラーメン形式のＰＣ橋の新設橋であること。

⒞　最大支間長85m以上であること。

⒟　架設工法が、固定支保工以外の架設工法であること。

ただし、⒜から⒟は同一橋梁での施工経験であること。

上記㋐から㋒の全ての施工経験が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。